

平成 20 年 10 月 27 日

報道関係 各位

高知県競馬組合

薬物違反関係者の処分について

平成 19 年度第 15 回高知競馬第 3 日目第 10 競走に出走した「セニヨールベスト号」及び平成 19 年度第 15 回高知競馬第 4 日目第 8 競走に出走した「パラダイスゲスト号」(共に、田中伸一厩舎所属) から禁止薬物 (カフェイン) が検出された件に関し、平成 20 年 10 月 27 日付で下記の関係者の処分を決定し、この旨、通知しましたのでお知らせします。

記

1 被処分者氏名及び処分内容

(1) 和 田 一 夫 (元厩務員)

競馬関与停止 2 年 (平成 20 年 10 月 27 日から平成 22 年 10 月 26 日まで)

根拠法令：高知県競馬組合地方競馬実施規則第 67 条第 1 号 (関与の禁止又は停止)

(2) 田 中 伸 一 (調教師)

戒告・賞典停止 60 日

根拠法令：高知県競馬組合地方競馬実施規則第 72 条第 1 項第 5 号、同条第 2 項

2 処分に至った事実等

別紙のとおり

3 参考事項

《 関与停止期間中の被処分者の取扱い 》

馬主、調教師、調教師補佐、騎手、厩務員として競馬への参加の禁止
調教師等の資格を得ることの拒否
競馬場及び場外施設への入場禁止
主催者の管理下にある厩舎地区への立ち入り禁止
中央競馬への参加及び入場の禁止

上記処分については、当組合から農林水産省競馬監督課、地方競馬全国協会、中央競馬会に通知し、全国の各主催者には地方競馬全国協会から通知されますので申し添えます。